

## 川棚町下水道事業経営戦略改定支援業務 プロポーザル実施要領

### 1. 目的

川棚町下水道事業経営戦略改定支援業務について、地方公会計等に関する高い専門知識と豊富な経験を有する、最も適した受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 川棚町下水道事業経営戦略改定支援業務
- (2) 業務内容 「川棚町下水道事業経営戦略改定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (4) 事業費の上限額 7,722,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3. 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 川棚町に入札参加資格審査申請（指名願い）を提出し受理されていること。
- (5) 川棚町指名競争入札業者選定審査委員会規程（昭和57年規定第2号）に基づく指名停止処分の決定を受けていない者であること。
- (6) 川棚町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成24年要綱第3号）別表第1に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 地方公共団体が発注した下水道事業の経営戦略を受注し、完了実績がある者であること。
- (8) 業務を確実に円滑に遂行できる知識、経験豊富な人材を有する者であること。

### 5. プロポーザルの実施日程等

項目	方法	日程
募集開始	川棚町ホームページに掲載	令和6年5月7日（火）
質問書の受付期間	電子メールにて受付	令和6年5月8日（水） ～令和6年5月22日（水）

質問書に対する回答日	川棚町ホームページに掲載	令和6年5月24日（金）
参加表明書（様式1）・企画提案書の提出期限	郵送又は持参（期限までに必着）	令和6年6月7日（金）
企画提案書プレゼンテーション審査	川棚町役場庁舎内	令和6年6月中旬～下旬
審査結果の通知	通知書送付	令和6年6月下旬 ～令和6年7月上旬
契約締結		令和6年7月上旬

## 6. 参加表明書・企画提案書の提出手続き

### （1）提出期限

令和6年6月7日（金）まで

※受付時間は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時まで

### （2）提出方法

郵送又は持参。（期限までに必着）

### （3）提出先

〒859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518 番地 1

川棚町役場 水道課

### （4）提出書類

①参加表明書（様式1）

②企画提案書（任意様式）

・会社概要

・下水道事業経営戦略策定業務等の業務実績

自治体規模（人口〇万人）、実施年度等を記載すること。

※自治体名は任意記入

・本業務の実施体制

本業務に従事する技術者の組織図、各担当技術者の作業内容

・業務スケジュール

本業務は令和7年3月21日までに完成する業務スケジュールで作成し、  
工程ごとの目安となるスケジュールをできる限り具体的に記入すること。（例：〇月  
までに素案を提示 など）

・その他会社の特徴・PR等

③見積書（任意様式）

業務の合計額とその内訳を記載すること。

※提出部数は次のとおり。

①…1部、②…6部、③…1部

## 7. 質問及び回答

### (1) 提出方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メールにより提出すること。

電子メール送信先 gesui@town.kawatana.lg.jp

### (2) 受付期間

令和6年5月8日（水）～令和6年5月22日（水）

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてまとめ、令和6年5月24日（金）に本町ホームページに掲載する。なお、質問者名は掲載しないこととする。

## 8. 企画提案書のプレゼンテーション

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション審査を実施する。

日時及び会場については、令和6年6月14日（金）までに提案者に別途通知する。

※参加申込者の数が3者を超える場合は書類審査（第1次審査）を行い、上位3者以内のものをプレゼンテーション審査（第2次審査）の対象として選出する。ただし、上位第3位の者が同点の場合は同順位とみなし、2次審査の対象とする。

参加申込者の数が3者以内の場合は、参加資格要件を満たした全ての参加者をプレゼンテーション審査の対象とする。

書類審査を行った場合は、その結果を令和6年6月14日（金）までに全応募者に対して電子メールにて通知する。

### (1) 実施日程

令和6年6月中旬～下旬（別途通知）

### (2) 実施場所

川棚町役場庁舎内（別途通知）

### (3) 出席者

4人以内とする。

### (4) 所要時間

各社45分以内（説明30分以内、質疑応答15分以内）

### (5) その他

- ・プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の提出順とする。
- ・説明は、提出済の企画提案書のみとする。
- ・プレゼンテーションで使用するパソコン等の機材は企画提案者が準備することとする。ただし、事前に連絡があった場合に限り、スクリーンについては本町において準備する。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

## 9. 審査項目及び委託候補者の決定

(1) 審査項目及び審査基準は次のとおりとする。なお、審査項目1については書類審査とし、審査項目2についてはプレゼンテーション審査で評価する。

審査項目 1（事業者評価）

審査項目	審査基準	評価及び得点		
		A	B	C
業務体制	適切な人員配置が行われているか。 本業務に専任する人数等。	10	5	0
資格所有者	配置予定担当者の有資格状況。 本業務に携わる資格取得者の人数。	10	5	0
業務実績	経営戦略策定業務の業務実績	10	5	0

審査項目 2（企画提案内容の評価）

審査項目	審査基準	評価及び得点		
		A	B	C
本業務の実施方針	仕様書の内容を踏まえ、業務の目的を理解した適切な提案となっているか。	10	5	0
公営企業会計への理解度	民間企業と公営企業との相違点を熟知し、公営企業会計の運営の特異性について理解した上で業務を遂行できるか。	10	5	0
業務実施体制	適切な人員配置及び役割分担となっているか。	10	5	0
業務工程等	適切な業務工程が具体的に提案され、現実的に遂行できる内容となっているか。	10	5	0
プレゼン能力	提案説明は、端的で明瞭な内容であるか。質問等に対し、適格かつ具体的な回答であるか。	10	5	0
見積額	十分な費用対効果が見込めるか。	20×（最低見積額÷企画提案者の見積額） ※小数点第一位を四捨五入		

(2) 審査は、複数の審査員により採点を行い、全ての審査員の点数の平均点（小数点第一位を四捨五入）を企画提案者の得点とし、最高得点者を契約の最優先委託候補者とする。

(3) 審査の結果については、文書により通知する。

10. 契約の締結

審査により選定された最優先委託候補者と、仕様書及び最優先委託候補者の企画提案書の内容を基本とし、詳細について協議、確認を行い、本業務に係る契約を締結するものとする。

ただし、最優先委託候補者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。

また、最優先候補者が提出した見積額を超えない範囲で業務内容の追加及び変更ができるものと

する。

#### 1 1. 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、本町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (5) 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製できるものとし、委託候補者選定の目的以外には使用しない。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受けない。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任を負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③見積額が事業費の上限額を超えている場合
  - ④プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - ⑤前記に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合